

平成30年5月30日

株主の皆様へ

東京都港区虎ノ門四丁目1番28号
日本通信株式会社
代表取締役会長 三田 聖二

第22回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、当社第22回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席いただけない場合は、書面またはインターネットにより議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類（47頁から53頁）をご検討いただき、下記の「4. 議決権行使のご案内」をご参照のうえ、議決権行使期限（平成30年6月26日（火曜日）午後6時）までに議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成30年6月27日（水曜日）午前10時（受付開始：午前9時）
2. 場 所 東京都港区麻布台二丁目1番2号
東京アメリカンクラブ 地下2階
ルーム名：Manhattan（マンハッタン）
末尾に株主総会会場ご案内略図を掲載しております。
3. 目的事項
報告事項
 1. 第22期（平成29年4月1日から平成30年3月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第22期（平成29年4月1日から平成30年3月31日まで）計算書類報告の件

決議事項

第1号議案 定款一部変更の件

第2号議案 取締役4名選任の件

第3号議案 監査役1名選任の件

4. 議決権行使のご案内

[書面による議決権行使]

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、議決権行使期限までに到着するようご返送ください。

[インターネットによる議決権行使]

- * 当社指定の議決権行使サイト (<https://evote.tr.mufg.jp/>) にアクセスしていただき、同封の議決権行使書用紙に記載の「ログインID」及び「仮パスワード」をご利用のうえ、画面の案内にしたがって、議決権行使期限までに議案に対する賛否をご入力ください。
- * インターネットによる賛否の入力が複数回行われた場合は、最後に入力された内容を有効なものとしします。
- * 書面とインターネットの両方で議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使を有効なものとしします。
- * インターネットによる議決権行使についてご不明な点がありましたら、下記までお問い合わせください。

システム等に関するお問い合わせ

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部（ヘルプデスク）
電話 0120-173-027（受付時間 9：00～21：00 通話料無料）

以 上

- ~~~~~
- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。なお、ご同伴の方については、株主ではない場合はご入場いただけませんので、ご注意ください。
 - ◎当社では、定款第16条の定めにより、代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する株主の方に委任するに限られます。その場合、代理権を証明する書面のご提出が必要となりますのでご了承ください。なお、代理人は1名とさせていただきます。
 - ◎本招集ご通知の添付書類である事業報告、連結計算書類及び計算書類並びに株主総会参考書類の内容について、株主総会前日までに修正をすべき事情が生じた場合は、当社ウェブサイト (<http://www.j-com.co.jp>) において、その旨掲載することで、皆様へのご通知に替えさせていただきますので、あらかじめご了承ください。

<決議通知について>

当社では、本定時株主総会の決議通知について、当社ウェブサイト (<http://www.j-com.co.jp>) に掲載する方法によりお知らせいたしますので、あらかじめご了承くださいませよう、お願い申し上げます。

添付書類

事業報告

(平成29年4月1日から
平成30年3月31日まで)

1. 企業集団の現況

(1) 当事業年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当社1社からスタートしたMVNO事業には、今や800を超える事業者が参入し、一つの業界を形成するに至っていますが、圧倒的多数のMVNO事業者は格安SIMという単一事業に集中し、MVNO事業に本来期待されていた通信サービスの多様化という目的は置き去りにされています。また、格安SIM事業には大手携帯事業者も参入して価格競争が激化し、収益性は低下しています。

MVNO事業がこのような事態に陥ったのは、2007年に携帯網との相互接続が認められたものの、MVNO事業者には独自の通信サービスを構築する手段がなく、価格以外に差別化の要素がなかったためです。

しかしながら、当社が創業時から提唱しているMVNO事業者の在り方は、携帯事業者が提供できない通信サービス、または、携帯事業者が提供しない通信サービスを提供することで通信の新たな可能性を切り拓くことであり、MVNO事業を生み出し、牽引してきた当社には、本来のMVNO事業者の在り方を追求し、実現させる使命があります。

そのため、当社は、MVNO事業に関する規制緩和を求める主張を続け、その結果、2016年5月、改正電気通信事業法及び関連法令が施行され、MVNO事業者が独自の通信サービスを構築する手段を得ることができるようになりました。

これを踏まえ、当社は、2016年1月、通信サービスの多様化を推進するための新事業戦略を策定し、格安SIM事業者から、他のMVNO事業者やシステムインテグレーター、メーカー、金融機関等のパートナーにモバイル・ソリューションを提供するイネイブラー事業者に転換する方針を決定しました。

以来、当社グループ（当社及び連結子会社7社を指し、以下同様とします）は、この戦略の遂行に集中し、イネイブラー事業者として、格安SIM事業を展開するパートナー企業には、SIM、ネットワーク、本人確認、課金及び出荷業務を一括した格安SIMサービスのソリューションを提供

し、銀行等の金融機関には、用途に応じた安心・安全な通信ネットワークを構築して提供しています。また、地方自治体、都道府県警察、水道局、鉄道会社及び金融決済等の幅広い領域でソリューション・プラットフォームの提供を開始しています。

なお、格安SIM事業者からイネイブラー事業者に転換するには、SIM事業の収益改善を図りつつ、イネイブラー事業への投資をして同事業を成長させる必要があります。新事業戦略の第2期目に当たる2018年3月期において、SIM事業とイネイブラー事業のバランスを取りながら前進することができたということは、当社にとって大きな進展といえます。

SIM事業とイネイブラー事業のそれぞれにおける当期の実績は以下のとおりです。

(i) SIM事業

パートナー企業との提携強化により、減収傾向にあったSIM事業を増収傾向に転換させることができました。

- (a) ソフトバンク網との相互接続により、2017年3月にデータ通信専用SIMを発売し、同年8月及び11月には音声サービスとデータ通信サービスの両方に対応したSIM、いわゆる格安SIMを発売することで、ソフトバンク網による月額課金型製品の売上が増加
- (b) パートナー企業との提携強化により、ドコモ網による月額課金型製品の売上が増加に転換
- (c) パートナー企業との協業により、プリペイド型製品の売上が増加に転換

(ii) イネイブラー事業

ソリューション・プラットフォームの構築において、以下の4つのプロジェクトを進展させることができました。

- (a) Fintechプラットフォームの実証実験に向けた技術基盤及び環境の整備
- (b) 周波数免許不要のLTE基地局について、電波法及び電気通信事業法の認証を取得
- (c) 2018年6月に施行される改正割賦販売法に対応した非対面クレジットカード決済用システムの提供開始

- (d) 米国において、A T M向けモバイル専用線サービスに加え、新たな Fintechソリューションである店舗内設置型銀行金庫向けサービスの認定を取得し、事例を構築

上記の実績を受け、当連結会計年度における四半期ごとの業績の推移は、以下のとおり、それまでの減収傾向を増収傾向に反転させ、当社グループの業績を着実に改善させる結果となりました。当期は依然として営業損失を計上しているものの、損失幅は着実に減少しています。

四半期業績推移

	2018年3月期					2017年 3月期
	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期	通期	通期
売上高 (百万円)	706	770	770	786	3,034	2,659
営業損失 (百万円)	△380	△315	△250	△146	△1,093	△1,701

以上の結果、当連結会計年度の売上高は前期比14.1%増の3,034百万円（前連結会計年度は2,659百万円）、営業損失は1,093百万円（前連結会計年度は1,701百万円）、経常損失は1,115百万円（前連結会計年度は1,650百万円）となりました。また、日本事業及び海外事業において、過年度の営業損失により減損の兆候が認められたことから、「固定資産の減損に係る会計基準」に基づき、減損損失を1,220百万円計上したことから、親会社株主に帰属する当期純損失は2,348百万円（前連結会計年度は2,198百万円）となりました。

② 設備投資の状況

ネットワーク機器の更新や増強、データ通信ソフトウェアの開発などに154百万円の設備投資を行いました。

③ 資金調達状況

- (i) 当社は、携帯通信業界における規制緩和を最大限に活かす新事業戦略を実現するための資金調達手段として、平成28年7月にクレディ・スイス証券株式会社を引受人として日本通信株式会社第3回新株予約権（第三者割当て）210,000個（目的である株式の数21,000,000株）を発行しており、当事業年度において、同新株予約権105,300個が行使されたことで1,523百万円の資金を調達しました。なお、同新株予約権については、平成30年3月22日、未行使残高35,400個の全部を引受人から取得したうえで消却しました。
- (ii) 当社は、携帯通信業界における規制緩和を受け、マルチネットワーク運用の構築及びFintechプラットフォームの構築と提供という新たなビジネス領域に展開する財務体制を実現するため、平成30年3月22日、クレディ・スイス証券株式会社を引受人として日本通信株式会社第4回新株予約権（第三者割当て）237,000個（目的である株式の数23,700,000株）を発行しました。なお、平成30年3月31日現在において、同新株予約権の行使はありません。

④ 事業の譲渡、吸収分割または新設分割の状況

該当事項はありません。

⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

⑥ 吸収合併または吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

⑦ 他の会社の株式その他の持分または新株予約権等の取得もしくは処分の状況

当社は、平成30年2月15日、株式会社エイチ・アイ・エスとの合弁会社であるH. I. S. Mobile株式会社を設立しました。なお、当社の持株比率は40%です。

(2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

区 分	第19期	第20期	第21期	第22期
	自 平成26年4月 至 平成27年3月	自 平成27年4月 至 平成28年3月	自 平成28年4月 至 平成29年3月	自 平成29年4月 至 平成30年3月
売 上 高(百万円)	5,139	4,109	2,659	3,034
経常利益又は経 常損失(△) (百万円)	463	△1,993	△1,650	△1,115
親会社株主に帰 属する当期純利 益又は当期純損 失(△) (百万円)	327	△2,158	△2,198	△2,348
1株当たり当期純利益 又は当期純損失(△) (円)	2.35	△15.36	△15.16	△15.14
総 資 産(百万円)	8,683	5,763	4,792	2,049
純 資 産(百万円)	4,842	2,703	1,755	903

(3) 子会社及び関連会社の状況

① 子会社の状況

会社名	資本金	議決権比率	主な事業内容
JCI US Inc.	359.97 (US\$)	100.0%	米国事業の統括
Contour Networks Inc.	424.34 (US\$)	100.0% (100.0%)	米国でのMVNO事業
Computer and Communication Technologies Inc.	513.70 (US\$)	100.0% (100.0%)	MVNO及びMVNEとして必要な技術の研究及び開発
Arxceo Corporation	422.83 (US\$)	100.0% (100.0%)	ネットワーク不正アクセス防御技術の開発及び同製品の販売
コントゥアー・ネットワークス・ジャパン株式会社	50 (百万円)	100.0% (100.0%)	ネットワーク・セキュリティに関するソリューションの開発及び販売
クルーシステム株式会社	150 (百万円)	100.0%	電気通信事業にかかるオペレーション業務の受託
JCI Europe Communications Limited	500,000 (ユーロ)	100.0%	欧州の携帯網を使用するMVNO事業

(注) 議決権比率の()内は、間接所有比率で内数です。

② 関連会社の状況

会社名	資本金	議決権比率	主な事業内容
H. I. S. Mobile株式会社	50 (百万円)	40.0%	日本国内及び日本国外の携帯網を使用するMVNO事業

(注) 平成30年2月15日に株式会社エイチ・アイ・エスとの合弁会社であるH. I. S. Mobile株式会社を設立しました。同社は当社の関連会社として、持分法の適用対象となっています。

(4) 対処すべき課題

当社は、2016年1月、通信サービスの多様化を推進するための新事業戦略を策定し、格安SIM事業者から、他のMVNO事業者やシステムインテグレーター、メーカー、金融機関等のパートナーにモバイル・ソリューションを提供するイネイブラー事業者に転換する方針を決定し、この戦略に集中しています。

そのため、現在の当社にとって最大の経営課題は、格安SIM事業者からイネイブラー事業者への転換を確実に実行するとともに、その移行をスムーズに実現することです。

しかしながら、格安SIM事業者からイネイブラー事業者への移行には、SIM事業の収益改善を図りつつ、イネイブラー事業への投資をして同事業を成長させる必要があり、SIM事業に専念し、縮小均衡により黒字化を図ることに比べてはるかに困難な行程です。

当社は、具体的には、SIM事業において早期に月次ベースでの安定的な黒字化を果たし、かつ、イネイブラー事業において当社独自のソリューション・プラットフォームの構築を進めて提供事例を増やすという2つの課題を強力に推進しています。

この2つの課題をバランスよくマネージしながら前進することは容易なことではありませんが、現時点までにおいてやり遂げることができたことは、この方向性を推し進めることでより大きな成果を上げることができるという自信となっています。

そして、当社が、格安SIM事業者からイネイブラー事業者への転換を確実に実行するとともにその移行をスムーズに実現する、という最大の経営課題に対処するうえで最も重要な要素は、人材です。当社グループの事業はノウハウや技術等がコアであるため、それらを持つ人材が重要な鍵となります。当社グループは、そのためのヒューマンリソース戦略として、クルーシステムを実践しています。クルーシステムは、当社が考案・構築した事業遂行モデルで、一人一人の人材（クルー）が会社の優先順位に応じた多様な業務を担当することによって、様々なノウハウや技術を身に付けていく仕組みです。当社が直面している上記の課題は、一様に、変化する環境への対応が求められるものですが、クルーシステムは硬直的な分業システムではなく、それ自体、変化に対応する仕組みを備えており、比較的短期間で多様な職務のスキルや経験を幅広く積むことも、一定の職務に専念してより深くスキルや経験を積むことのいずれも可能なものとなっています。当社が直面する課題は前例のないもので、既に知識や経験のある企業がどこかに存在するわけではあ

りません。一方、当社には、MVNO事業モデルを定着させるに至るまでに、法制度の活用、携帯事業者との交渉やネットワーク構築などを通じて培った経験とノウハウがあり、これは、当社のみが持ちうるものです。

また、財務上の課題としては、安定的な通期黒字化を実現するまでの設備投資資金の確保が挙げられますが、当社は、新事業戦略の策定後、同戦略を実現するための資金を確保する手段として、2016年7月にクレディ・スイス証券株式会社を引受人として日本通信株式会社第3回新株予約権（第三者割当て）を発行しており、同新株予約権が行使されたことにより、これまでに2,719百万円の資金を調達しました。さらに、当社は、2018年3月に同新株予約権の未行使残高の全部を引受人から取得したうえで消却し、同時に、クレディ・スイス証券株式会社を引受人として日本通信株式会社第4回新株予約権（第三者割当て）を発行しています。当社は、割当先が同新株予約権を行使する時期及び数量をコントロールすることができるため、当社の資金ニーズに応じ、株式価値の希薄化に配慮した柔軟な資金調達を実現することが可能です。

当社は、格安SIM事業者からイネイブラー事業者への転換を確実かつスムーズに実現するために、SIM事業において早期に月次ベースでの安定的な黒字化を果たし、かつ、イネイブラー事業において当社独自のソリューション・プラットフォームの構築を進めて提供事例を増やすという2つの課題に対してバランスよく取り組んでいきますが、その根幹を担う人材面においては、引き続きクルーシステムを事業遂行基盤として、経験やノウハウを一層高めてまいります。また、財務面においては、必要に応じて上記新株予約権を活用して、当社が直面する課題に取り組んでいく方針です。

(5) 主要な事業内容（平成30年3月31日現在）

当社グループは、携帯電話事業者のモバイル通信ネットワーク（注1）を活用し、当社グループが開発したサービスと組み合わせて、モバイル通信サービス及びモバイル・ソリューションを提供する事業を営んでいます。

当社グループが提供しているモバイル・ソリューションには、モバイル専用線及びセキュリティ関連特許技術によるセキュアなネットワーク、マルチキャリアとの接続による冗長性を備えたデュアル・ネットワーク製品、ネットワークをEnd to Endで保守するための機器監視サービスなどがあります。

当社グループが提供する事業の種類及び概要は、以下のとおりです。

① MVNO事業

携帯電話事業者のモバイル通信ネットワークを活用し、当社がMVNO（注2）としてモバイル通信サービスを提供する事業で、日本国内で展開しています。

事業の種類	事業の概要
SIM事業（MVNO） （商標：bモバイル等）	日本国内において、主に個人顧客（外国人旅行者や中小法人顧客を含むものとし、以下同様とします）に対して、SIMカードや通信端末の形態で、モバイル通信サービスを提供する事業 （平成13年12月個人向けサービスとして提供開始）

② イネイブラー事業

携帯電話事業者のモバイル通信ネットワークを活用し、当社グループがイネイブラーとしてモバイル通信サービス及びモバイル・ソリューションを提供する事業で、日本国内及び海外（米国）で展開しています。

事業の種類	事業の概要
(i) SIM事業 （MVNE（注3））	日本国内において、主に個人顧客にMVNO事業を提供するパートナーに対して、各パートナーの要望に応じたモバイル通信サービスを提供する事業 （平成26年11月サービス開始）
(ii) MSP事業（日本）	日本国内において、MVNO、システムインテグレーター、メーカー、金融機関等のパートナーに対して、各パートナーの要望に応じたモバイル・ソリューションを提供する事業 （平成28年1月サービス開始）
(iii) MSP事業（海外）	米国において、金融機関等の法人顧客またはシステムインテグレーター等のパートナーに対して、各顧客またはパートナーの要望に応じたモバイル・ソリューションを提供する事業 （平成19年11月サービス開始）

- (注) 1. モバイル通信ネットワークとは、携帯電話等の移動体通信で使用される無線ネットワーク網をいいます。
2. MVNO (Mobile Virtual Network Operator : 仮想移動体通信事業者) とは、MNO (Mobile Network Operator : 移動体通信事業者) が保有する無線ネットワークを利用し、独自のサービスを企画・構築し、独自の販売ルートでサービスを提供する事業者をいいます。
3. MVNE (Mobile Virtual Network Enabler) とは、MVNOとの契約に基づき、当該MVNOの事業の構築を支援する事業を営む企業をいいます。

(6) 主要な事業所 (平成30年3月31日現在)

① 当社及び子会社

会 社 名	名 称 及 び 所 在 地
日本通信株式会社	本社 (東京都港区)
JCI US Inc.	本社 (米国コロラド州イングルウッド)
Contour Networks Inc.	本社 (米国コロラド州イングルウッド)
Computer and Communication Technologies Inc.	本社 (米国コロラド州イングルウッド)
Arxceo Corporation	本社 (米国フロリダ州ポンテベドラビーチ)
コントゥアー・ネットワークス・ジャパン株式会社	本社 (東京都港区)
クルーシステム株式会社	本社 (東京都港区)
JCI Europe Communications Limited	本社 (アイルランド ダブリン)

② 関連会社

会 社 名	名 称 及 び 所 在 地
H. I. S. Mobile株式会社 (注)	本社 (東京都新宿区)

(注) 平成30年2月15日に株式会社エイチ・アイ・エスとの合併会社であるH. I. S. Mobile株式会社を設立し、当該事務所を新設しました。

(7) 従業員の状況（平成30年3月31日現在）

① 当社及び連結子会社の従業員の状況

従業員数	前連結会計年度末比増減
98（7）名	5名減（増減なし）

（注）従業員数は就業人員であり、臨時従業員は年間の平均人員を（ ）内に外数で記載しています。

② 当社の従業員の状況

従業員数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
82（4）名	7名減（2名減）	39.2歳	8.1年

（注）従業員数は就業人員であり、臨時従業員は年間の平均人員を（ ）内に外数で記載しています。

(8) 主要な借入先の状況（平成30年3月31日現在）

借入先	借入額
株式会社商工組合中央金庫	83百万円
株式会社三菱東京UFJ銀行	37百万円
株式会社みずほ銀行	11百万円
株式会社横浜銀行	4百万円

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 会社の現況

(1) 株式の状況（平成30年3月31日現在）

- ① 発行可能株式総数 435,000,000株
- ② 発行済株式の総数 158,328,239株
- ③ 株主数 42,941名
- ④ 大株主（上位10名）

株主名	持株数	持株比率 (注1)
ユーロクリアーバンク エスエイ エヌブイ（注2）	14,089,500株	8.89%
ナショナルフィナンシャルサービシーズ エルエルシー	14,028,239株	8.86%
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口5）	3,298,500株	2.08%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	2,099,600株	1.32%
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口2）	1,993,400株	1.25%
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口1）	1,839,900株	1.16%
池田誠二	1,600,000株	1.01%
三田聖二	1,498,300株	0.94%
宇津木卯太郎	1,460,000株	0.92%
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口6）	1,299,900株	0.82%

(注) 1. 持株比率は自己株式（15,000株）を控除して計算し、小数点以下第3位を切り捨てています。

- 2. 当該株主の持株数のうち、14,074,500株は、エルティサンダビー・ヴィー・ビー・エー（当社代表取締役会長三田聖二が議決権の過半数を保有しています）が保有しています。

⑤ その他株式に関する重要な事項

平成28年7月12日開催の取締役会決議に基づき発行した日本通信株式会社第3回新株予約権（第三者割当て）の権利行使により、発行済株式総数は10,530,000株増加しました。

(2) 新株予約権等の状況

- ① 当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況（平成30年3月31日現在）
該当事項はありません。
- ② 当事業年度中に従業員等に対し職務執行の対価として交付された新株予約権の状況
該当事項はありません。
- ③ その他新株予約権等の状況（平成30年3月31日現在）
 - イ. 当社役員、従業員等に交付された新株予約権等の状況
該当事項はありません。

ロ. 第三者に交付された新株予約権等の状況

新株予約権の名称	日本通信株式会社第4回新株予約権 (第三者割当て)
発行決議の日	平成30年3月6日
新株予約権の数	237,000個
新株予約権の目的となる株式の種類と数	普通株式 23,700,000株 (新株予約権1個当たり100株)
新株予約権の払込金額/個	42円
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額/株	当初123円（注1）
新株予約権の行使期間	平成30年3月23日から 平成32年3月22日まで
新株予約権の行使の条件	各新株予約権の一部行使はできない。
割当先	第三者割当ての方法により、発行した新株予約権の総数をクレディ・スイス証券株式会社に割当てた。

(注) 1. 新株予約権の行使時の払込金額（以下、「行使価額」という）の修正

本新株予約権の各行使請求の効力発生日の直前取引日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（同日に終値がない場合には、その直前の終値）の92%に相当する金額の1円未満の端数を切り上げた金額が、当該効力発生日の直前に有効な行使価額を1円以上上回る場合または下回る場合には、行使価額は、当該効力発

日以降、当該金額に修正される。ただし、当該効力発生日に係る修正後の行使価額が62円を下回ることとなる場合には行使価額は62円とする。

2. 本新株予約権に表示された権利の行使に関する事項について割当先との間で締結した取決めの内容

- ①当社は、平成30年3月22日以降、その裁量により、本新株予約権の全部または一部につき、行使することができない期間を指定（以下、「停止指定」という）する権利を有している。また、当社は、一旦行った停止指定をいつでも取消することができる。
- ②当社は、平成30年9月25日以降いつでも、当社取締役会において決議し、かつ割当先に対して法令に従って通知することにより、本新株予約権の要項に従い、新株予約権の払込金額と同額の金銭を支払うことにより、割当先の保有する本新株予約権の全てを取得することができる。割当先は、当社と割当先との間で締結した第三者割当契約（以下、「本第三者割当契約」という）により、上記通知がなされた日の翌日以降、本新株予約権の行使を行うことができない。
- ③割当先は、平成32年2月27日以降同年3月12日までの間に当社に対して通知することにより、または当社の重大な義務違反等を原因として本第三者割当契約が解除された場合、本新株予約権の買取りを請求することができ、かかる請求がなされた場合、当社は、本新株予約権の払込金額と同額の金銭を支払うことにより、割当先の保有する本新株予約権の全てを買収する。
- ④当社は、東京証券取引所の定める有価証券上場規程第434条第1項及び同規程施行規則第436条第1項乃至第5項の定め、並びに日本証券業協会の定める「第三者割当増資等の取扱いに関する規則」に従い、MSCB等の買受人による転換または行使を制限するよう措置を講じるため、所定の適用除外の場合を除き、本新株予約権の行使をしようとする日を含む暦月において当該行使により取得することとなる株式数が本新株予約権の払込日時点における当社上場株式数の10%を超えることとなる場合の、当該10%を超える部分に係る新株予約権の行使（以下、「制限超過行使」という）を割当先に行わせない。
- ⑤割当先は、上記所定の適用除外の場合を除き、制限超過行使に該当することとなるような本新株予約権の行使を行わないことに同意し、本新株予約権の行使にあたっては、あらかじめ当社に対し、本新株予約権の行使が制限超過行使に該当しないかについて確認を行う。
- ⑥割当先は、本新株予約権を譲渡する場合、あらかじめ譲渡先となる者に対して、当社との間で制限超過行使に係る制限の内容を約束させ、また、譲渡先となる者がさらに第三者に譲渡する場合にも当社に対して同様の内容を約束させる。

(3) 会社役員 の 状況

① 取締役及び監査役の状況（平成30年3月31日現在）

会社における地位	氏 名	担当及び重要な兼職状況
取締役会長 （代表取締役）	三 田 聖 二	エル ティ サンダ ビー・ヴィー・ ビー・エー マネージングディレク ター
取締役社長 （代表取締役）	福 田 尚 久	
取 締 役 （社外取締役）	塚 田 健 雄	
取 締 役 （社外取締役）	井 戸 一 朗	
取 締 役 （社外取締役）	師 田 卓	
取 締 役 （社外取締役）	寺 本 振 透	九州大学大学院法学研究院 教授 株式会社ウェブアイ 社外取締役
取 締 役 （社外取締役）	山 田 喜 彦	Tesla, Inc.（テスラ） ギガファク トリー バイスプレジデント
常 勤 監 査 役 （社外監査役）	渡 邊 和 司	
監 査 役 （社外監査役）	中 山 孝 司	
監 査 役 （社外監査役）	松 尾 清	松尾清公認会計士事務所 代表 H. I. S. Mobile株式会社 社外監査役

- (注) 1. エル ティ サンダ ビー・ヴィー・ビー・エーは、当社の実質的な筆頭株主です（当社の筆頭株主であるユーロクリアー バンク エスエイ エヌブイが所有する当社株式14,089,500株のうち14,074,500株は、エル ティ サンダ ビー・ヴィー・ビー・エーが保有しています）。
2. H. I. S. Mobile株式会社は、当社の関連会社です。当社は同社からMVNE業務を受託しています。
3. 監査役松尾清氏は、公認会計士の資格を有し、日本及び米国で、長期にわたり、会計監査に携わっており、財務及び会計に関する豊富な知見を有しています。
4. 当社は、社外取締役及び社外監査役全員を東京証券取引所が定める規則に基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出しています。

② 事業年度中に退任した取締役及び監査役

氏名	退任日	退任事由	退任時の地位・担当及び重要な兼職の状況
片山美紀	平成29年11月9日	辞任	常務取締役（代表取締役）
庄司一郎	平成29年6月28日	辞任	社外監査役（常勤）

③ 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役及び各監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結していません。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令に定める最低責任限度額としています。

④ 取締役及び監査役の報酬等の総額

区分	支給人員	支給額
取 （うち社外取締役）	8名 （5名）	305百万円 （21百万円）
監 （うち社外監査役）	4名 （4名）	18百万円 （18百万円）
合計	12名	323百万円

- (注) 1. 取締役の報酬総額は、平成19年6月26日開催の第11回定時株主総会において年額4億8,000万円以内（ただし、使用人兼務取締役の使用人給与相当額は含まない）と承認されています。なお、ストックオプションによる報酬については、当該報酬総額とは別枠で、平成23年6月21日開催の第15回定時株主総会において年額8,000万円以内と承認されています。
2. 監査役の報酬総額は、平成19年6月26日開催の第11回定時株主総会において年額7,200万円以内と承認されています。なお、ストックオプションによる報酬については、当該報酬総額とは別枠で、平成23年6月21日開催の第15回定時株主総会において年額100万円以内と承認されています。
3. 取締役及び監査役の報酬等の総額には、当事業年度中に退任した取締役1名及び監査役1名の在任中の報酬等の額が含まれています。
4. 当事業年度末時点の取締役の員数は7名（うち社外取締役5名）ですが、当事業年度中に退任した取締役が1名（うち社外取締役0名）いるため、支給人員数と相違しています。
5. 当事業年度末時点の監査役の員数は3名（うち社外監査役3名）ですが、当事業年度中に退任した監査役が1名（うち社外監査役1名）いるため、支給人員数と相違しています。

⑤ 社外役員に関する事項

イ. 他の法人等の業務執行者としての重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

- ・取締役山田喜彦氏は、Tesla, Inc. (テスラ) のギガファクトリー パイオプレジデントを兼務しています。なお、当社と同社との間に特別の関係はありません。
- ・監査役松尾清氏は、松尾清公認会計士事務所の代表を兼務しています。なお、当社と同事務所との間に特別の関係はありません。

ロ. 他の法人等の社外役員としての重要な兼任の状況及び当社と当該他の法人等との関係

- ・取締役寺本振透氏は、株式会社ウェブアイの社外取締役を兼務しています。なお、当社と同社との間に特別の関係はありません。
- ・監査役松尾清氏は、H. I. S. Mobile株式会社の社外監査役を兼務しています。同社は当社の関連会社であり、当社は同社からMVNE業務を受託しています。

ハ. 当社または当社の特定関係事業者の業務執行者等との親族関係等

- ・該当事項はありません。

ニ. 当事業年度における主な活動状況

ア. 取締役会及び監査役会への出席状況

	取締役会（8回開催）		監査役会（9回開催）	
	出席回数	出席率	出席回数	出席率
取締役 塚田健雄	7回	88%	—	—
取締役 井戸一朗	8回	100%	—	—
取締役 師田卓	8回	100%	—	—
取締役 寺本振透	6回	75%	—	—
取締役 山田喜彦	8回	100%	—	—
監査役 渡邊和司	6回	100%	5回	100%
監査役 中山孝司	8回	100%	9回	100%
監査役 松尾清	8回	100%	9回	100%

(注) 監査役渡邊和司氏は平成29年6月28日開催の第21回定時株主総会で選任されたため、就任後開催された取締役会（6回）及び監査役会（5回）の出席回数及び出席率を記載しています。

- b. 取締役会及び監査役会における発言状況その他の活動状況
- ・取締役塚田健雄氏は、自動車業界及び移動体通信業界の経営者としての豊富な知識及び経験に基づき、適宜、質問し、または意見を述べることにより、当社の意思決定の妥当性・適正性を確保するために適切な助言・提言を行っています。
 - ・取締役井戸一朗氏は、グローバルな計測・制御機器企業の経営者としての豊富な知識及び経験に基づき、適宜、質問し、または意見を述べることにより、当社の意思決定の妥当性・適正性を確保するために適切な助言・提言を行っています。
 - ・取締役田部卓氏は、繊維・複合材料業界の経営者としての豊富な知識及び経験に基づき、適宜、質問し、または意見を述べることにより、当社の意思決定の妥当性・適正性を確保するために適切な助言・提言を行っています。
 - ・取締役寺本振透氏は、元弁護士としての豊富な知識及び経験並びに法学分野の研究者及び教育者としての専門的な知見に基づき、適宜、質問し、または意見を述べることにより、当社の意思決定の妥当性・適正性を確保するために適切な助言・提言を行っています。
 - ・取締役山田喜彦氏は、グローバルな電気機器企業の経営者及び米国の自動車メーカーの幹部としての豊富な知識及び経験に基づき、適宜、質問し、または意見を述べることにより、当社の意思決定の妥当性・適正性を確保するために適切な助言・提言を行っています。
 - ・監査役渡邊和司氏は、常勤監査役として会社の業務執行状況を監視するとともに、行政及び企業経営を通じて培った専門的な知見に基づき、適宜、質問し、または意見を述べることにより、当社の意思決定の適法性・妥当性を確保するために適切な助言を行っています。
 - ・監査役中山孝司氏は、電子機器業界及び移動体通信業界の経営者としての豊富な知識及び経験に基づき、適宜、質問し、または意見を述べることにより、当社の意思決定の適法性・妥当性を確保するために適切な助言を行っています。
 - ・監査役松尾清氏は、公認会計士としての専門的な知識並びに日本及び米国における豊富な会計監査経験に基づく財務及び会計に関する知見を生かし、適宜、質問し、または意見を述べることにより、当社の意思決定の適法性・妥当性を確保するために適切な助言を行っています。
 - ・上記の他、各監査役は、監査役会において、監査結果についての意見交換、監査に関する重要事項の協議を行っています。

(4) 会計監査人の状況

① 名称

監査法人元和

② 報酬等の額

	支 払 額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	24百万円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭 その他の財産上の利益の合計額	24百万円

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しています。

2. 監査役会は、会計監査人の報酬見積りに関して取締役より必要な資料を入手したうえで、報酬見積り額の算出根拠である監査項目の内容、監査時間等が適切であると認め、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をしました。

3. 当社の子会社である、Contour Networks Inc.、Computer and Communication Technologies Inc. 及び Arxceo Corporationは、当社の会計監査人以外の監査法人の監査を受けています。

③ 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任します。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨と解任の理由をご報告します。

また、監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定します。

④ 会計監査人が受けた過去2年間の業務停止の内容

該当事項はありません。

⑤ 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

(5) 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容（最終改定 平成29年3月23日）及び運用状況の概要は以下のとおりです。

I 当社グループの内部統制に関する事項

1. 当社の取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

(1) 社外取締役による牽制

取締役会には、経営経験豊富かつ当社と利害関係を有しない社外取締役が常時在籍する体制をとる。また、社外取締役のうち1名以上は、法律に関する専門的な知見を有する者とする。

(2) 内部監査室による監査体制の整備

内部監査室を代表取締役社長直属の組織として設置し、専任者による内部監査を実施する。

(運用状況)

当社の取締役会は、社外取締役が過半数を占めており（当事業年度末時点において、当社の取締役7名のうち、5名が社外取締役）、社外取締役の積極的かつ忌憚のない質問・指摘・助言により、議論の実質が確保された有益なものとなっています。また、当事業年度末時点において、社外取締役のうち1名が法律に関する専門的な知見を有する者となっています。

内部監査についても、専任者を置き、代表取締役社長に随時報告するとともに、社外監査役3名で構成される監査役会にも、適宜情報の共有がなされています。

2. 当社の取締役の職務の執行にかかる情報の保存及び管理に関する体制

(1) 取締役の職務の執行にかかる情報は、文書または電磁的媒体（以下「文書等」という）に記録して保存し、文書管理規程にしたがって管理する。

(2) 取締役及び監査役は、上記文書等を常時閲覧することができる。

(運用状況)

取締役の職務の執行にかかる情報は、文書管理規程に基づき、適切に保管及び管理しています。また、これらの情報について、常時閲覧できる体制をとっており、取締役は、必要に応じて適時に文書を確認し、常勤監査役も、必要に応じて文書の保管状況の確認を行っています。

3. 当社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (1) 当社グループのリスク管理についてリスク管理規程を策定し、その改廃は、業務執行取締役及び執行役員で構成する常勤役員会（以下「MB」という）の決議により、取締役会に報告するものとする。取締役会が改廃について変更を指示したときは、MBはこれに従う。
- (2) 当社グループのリスク管理に関する重要事項の審議及び方針の決定は、業務執行取締役及び執行役員で構成するエグゼクティブオフィス会議（以下「EOM」という）で行う。
- (3) 内部監査室は、EOMと連携し、各担当ファンクションの日常的なリスク管理状況の監査を実施する。

(運用状況)

当社グループのリスク管理は、現時点では、業務執行取締役が決定し、執行役員が実行しています。今後は、リスク管理規程に基づき、当社グループが直面する可能性のあるリスクまたは将来発生する可能性のあるリスクに対する、組織的かつ体系的な防止策の検討を進めていきます。また、内部監査室は、内部監査の一環として、各担当ファンクションの日常的なリスク管理状況を確認し、必要に応じて、代表取締役社長に改善策を進言しています。

4. 当社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (1) 職務権限規程の策定による決裁権限の明確化
- (2) MBの設置
- (3) 業務執行取締役3名で構成する代表取締役会（以下「RDM」という）の設置
- (4) EOMの設置
- (5) 取締役会による連結会計年度ごとの当社グループの予算及び事業計画の策定
- (6) RDMによる当社グループの月次・四半期業績管理の実施
- (7) MBにおける当社グループの月次・四半期業績の情報共有
- (8) 取締役会による当社グループの四半期業績のレビュー

(運用状況)

当社の取締役会は、専ら、社外取締役による監督機関として機能しており、業務執行はRDMがあたっています。取締役会は、取締役会規程に基づき、法令及び定款に定められた事項並びに重要な業務に関する事項を決定しますが、その他の事項はRDMの意思決定によっています。EOMは取締役会及びRDMの意思決定に従って業務執行を推進し、MBは業務執行についての相互の監督及び情報共有の機能を果たしています。

5. 当社の従業員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
- (1) 法令遵守のための行動規範を定めるコンプライアンス規程を策定し、その改廃は、MBの決議により、取締役会に報告するものとする。
 - (2) コンプライアンス規程の運用は、法務担当ファンクションがこれにあたり、コンプライアンス体制の整備及び問題点の把握に努める。併せて、HR担当ファンクションが中心となり、従業員に対する教育及び指導を実施する。
 - (3) 内部監査室による監査体制の整備
内部監査室は、法務担当ファンクションと連携のうえ、コンプライアンスの状況を監査する。

(運用状況)

コンプライアンス体制の整備のうち、インサイダー取引の防止及び社内システムの管理（IT全般統制）については、勤怠管理システムや社内掲示板等を活用し、担当ファンクションから、定期的に注意喚起を行っています。取引の開始にあたっては、取引先に反社会的勢力との関わりがないことを確認するプロセスを整備しています。また、内部監査室は、内部監査の一環として、各担当ファンクションにおけるコンプライアンスの状況を確認し、必要に応じて、法務担当ファンクションへの照会、または、代表取締役社長への進言ができる体制となっています。

6. 当社グループにおける業務の適正を確保するための体制

- (1) 当社の子会社の取締役及び従業員の職務の執行にかかる事項の当社への報告に関する体制
 - ① 当社の子会社の取締役には、原則として当社の業務執行取締役または執行役員が1名以上含まれる体制をとる。
 - ② 当社の子会社の業務執行責任者は、MBにおいて、当該子会社の業績、財務状況その他の重要事項を報告しなければならない。
 - ③ 当社の関係会社主管責任者は、関係会社管理規程に基づき、必要に応じて当社の子会社の役員または従業員に対し資料の提出もしくは報告を求める。
- (2) 当社の子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
「3. 当社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制」と同様。
当社のリスク管理規程は当社グループを対象とし、EOMは当社グループのリスク管理に関する重要事項の審議及び方針を決定する。
- (3) 当社の子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
「4. 当社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制」と同様。
 - ① 職務権限規程の策定による決裁権限の明確化
 - ② MBの設置
 - ③ RDMの設置

- ④ EOMの設置
 - ⑤ 取締役会による連結会計年度ごとの当社グループの予算及び事業計画の策定
 - ⑥ RDMによる当社グループの月次・四半期業績管理の実施
 - ⑦ MBにおける当社グループの月次・四半期業績の情報共有
 - ⑧ 取締役会による当社グループの四半期業績のレビュー
- (4) 当社の子会社の取締役及び従業員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
- 当社の内部監査室は、当社グループの内部監査を実施し、その結果を当社代表取締役社長に報告する。

(運用状況)

当社の連結子会社7社の取締役には、当社の業務執行取締役または執行役員が1名以上在任しており、連結子会社の業務執行が適切に監督されています。また、連結子会社の業務執行責任者は、関係会社管理規程に基づいてMBに出席し、当該連結子会社の業績、財務状況その他の重要事項を適切に報告しています。

内部監査室は、内部監査規程に基づき連結子会社の監査を行い、監査結果を当社代表取締役社長に報告しています。

II 当社の監査体制の整備に関する事項

1. 当社の監査役がその職務を補助すべき従業員を置くことを求めた場合における当該従業員に関する事項
 - (1) 監査役会の運営に関する事務は、監査役スタッフがこれにあたる。
 - (2) 監査役スタッフ以外の監査役補助従業員は設置しないが、監査役が必要と認めた場合は、他の従業員を監査の補助にあたらせることとする。この場合、監査役はあらかじめ取締役に通知する。

(運用状況)

監査役会の運営に関する事務は、法務担当ファクションの従業員が監査役スタッフとしてこれにあたり、監査役が必要と認めた場合は、法務担当ファクションまたは経理担当ファクションの従業員が、適宜、監査役の補助を行っています。監査役スタッフは、常勤監査役と日常的に連携を図り、監査役会の準備、各担当ファクションとの連絡及び監査役会における議事の記録等の事務を行っています。

2. 前項の従業員の当社の取締役からの独立性に関する事項

取締役は、従業員が遂行する監査補助業務の独立性について、自らも認識するとともに関係者に徹底させる。

(運用状況)

従業員が、監査役スタッフとしての業務、または、監査役の補助を行う場合、取締役または各担当ファンクションの責任者がこれに異を唱えることはなく、監査補助業務の独立性は、取締役または各担当ファンクションに十分に認識され、徹底されています。

3. 当社の監査役の第1項に定める従業員に対する指示の実効性の確保に関する事項

監査役職務の補助にあたる従業員は、監査役から監査業務にかかる指示を受けた場合、その指示に関して取締役または他の従業員の指揮命令を受けないものとする。

(運用状況)

監査役職務の補助にあたる従業員が、監査役から監査業務にかかる指示を受けた場合、その指示に関して取締役または他の従業員の指揮命令を受けることはありません。

4. 次に掲げる体制その他の当社の監査役への報告に関する体制

(1) 当社の取締役及び従業員が当社の監査役に報告をするための体制

- ① 常勤監査役がMBに出席する体制をとることにより、当社グループの月次業績等、監査に必要な情報は、適宜、常勤監査役に報告される。また、常勤監査役の判断により、他の監査役に報告される。
- ② 当社の取締役及び従業員は、監査役から業務執行に関する事項について報告を求められたときは、速やかに報告を行う。
- ③ 当社の役員及び従業員は、コンプライアンス規程に基づき、規程違反について直属の上司または法務担当ファンクションに報告するものとされ、これらの者から報告を受けた業務執行取締役が、当社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実があることを発見したときは、直ちに、当該事実を監査役会に報告するものとする。

(2) 当社の子会社の取締役、監査役及び従業員またはこれらの者から報告を受けた者が当社の監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

- ① 常勤監査役がMBに出席する体制をとることにより、当社グループの月次業績等、監査に必要な情報は、適宜、常勤監査役に報告される。また、常勤監査役から、他の監査役に報告される。
- ② 当社の関係会社主管責任者は、当社子会社の役員または従業員からの報告により、当社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実があることを発見したときは、直ちに、当該事実を監査役会に報告するものとする。

(運用状況)

常勤監査役は、MBに毎回出席しており、当社グループの月次業績等、監査に必要な情報は、適宜、常勤監査役に報告されています。なお、当事業年度において、コンプライアンス規程違反についての報告はありませんでした。

5. 前項の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

当社は、コンプライアンス規程において、直属の上司または法務担当ファンクションに規程違反を報告した場合、報告について秘密を厳守し、報告した者に対する報復を禁止する措置をとる旨を定めている。

当社は、このルールに準じ、監査役に報告をした当社ならびに当社子会社の取締役及び従業員に対して当該報告を理由として不利な取り扱いを行うことを禁止し、その旨を当社ならびに当社子会社の取締役及び従業員に周知徹底する。

(運用状況)

当事業年度において、コンプライアンス規程違反についての報告はありませんでしたが、コンプライアンス規程違反を報告した場合の報告者に対する報復の禁止は、就業規則及びコンプライアンス規程によって周知徹底されています。

6. 当社の監査役職務の執行について生ずる費用の前払または償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理にかかる方針に関する事項

監査役が職務の執行について生ずる費用の前払または償還等の請求をしたときは、当該監査役職務の執行に必要なないと認められた場合を除き、当社所定の手続きに従って当該費用または債務を処理するものとする。

(運用状況)

監査役職務について生じる費用（書籍の購入費及び研修会への参加費を含む）は、監査役請求に基づき、監査役スタッフが、当社所定の手続きに従って適切に対応しています。

7. その他当社の監査役監査が実効的に行われることを確保するための体制

業務執行取締役及び内部監査室は、必要に応じて、それぞれ監査役会と意見交換を実施するものとする。また、適宜、監査法人にも監査役会との意見交換を求めるものとする。

(運用状況)

業務執行取締役、内部監査室長及び監査法人は、監査役のために応じ、定期的に監査役会で報告または説明を行っており、緊密な意見交換を行うことで監査の実効性が確保されています。また、常勤監査役は、内部監査にも積極的に陪席し、独立性の高い立場から、その有効性を確認しています。

(6) 会社の支配に関する基本方針

該当事項はありません。

(7) 剰余金の配当等の決定に関する方針

① 配当についての基本的な方針

当社は、株主に対する利益還元を経営の重要な課題として位置付けています。

株主に対する利益還元策として、一般的には、配当、自社株買い、株主優待等が実施されています。

しかしながら、当社は、新たな市場を開拓する企業においては、株主に対する利益還元は、市場の拡大とともに当該企業が成長し、その結果としてもたらされる時価総額の向上、及びこれに伴う当該企業の株価の上昇によるべきと考えています。

現段階において、当社には、日本市場においても、グローバル市場においても、極めて大きな成長が見込まれます。

そのため、事業活動から生み出されるキャッシュは、極力再投資をし、的確に事業機会を捉えていくことが株主の期待に応えるものと認識しています。

以上により、当社は、少なくとも現段階において、一般的な利益還元策である配当、自社株買い、株主優待等を実施する計画はありません。

当社は、引き続き、新たな市場の開拓に邁進し、その結果としての時価総額の向上を目指してまいります。

② 毎事業年度における配当の回数についての基本的な方針及び配当の決定機関

当社は定款において、「取締役会の決議によって、毎年9月30日を基準日として中間配当をすることができる。」旨を定めており、中間配当金及び期末配当金として年2回剰余金の配当をすることができる制度となっています。

剰余金の配当の決定機関は、期末配当金については株主総会、中間配当金については取締役会です。ただし、定款に配当の制度があることが、配当を行うことを意味するものではありませんので、ご注意ください。

当社は「① 配当についての基本的な方針」に記載のとおり、現段階では配当を予定していません。

③ 当事業年度の配当決定にあたっての考え方

当事業年度においては、「① 配当についての基本的な方針」に基づき、配当は行いません。

連結貸借対照表

(平成30年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
資 産 の 部		負 債 の 部	
流 動 資 産	1,837	流 動 負 債	1,084
現金及び預金	960	買掛金	311
売掛金	535	一年内返済予定の長期借入金	81
商品	132	リース債務	3
貯蔵品	0	未払金	113
未収入金	168	未払法人税等	23
その他	99	前受収益	91
貸倒引当金	△58	預り金	180
固 定 資 産	203	買付契約評価引当金	209
有形固定資産	2	その他	70
工具、器具及び備品	2	固 定 負 債	62
無形固定資産	15	長期借入金	54
特許権	1	リース債務	1
ソフトウェア	5	その他	5
ソフトウェア仮勘定	8	負 債 合 計	1,146
投資その他の資産	185	純 資 産 の 部	
投資有価証券	40	株 主 資 本	749
敷金保証金	145	資本金	4,034
その他	0	資本剰余金	2,375
繰 延 資 産	8	利益剰余金	△5,658
株式交付費	6	自己株式	△2
社債発行費	2	その他の包括利益累計額	143
資 産 合 計	2,049	為替換算調整勘定	143
		新 株 予 約 権	9
		純 資 産 合 計	903
		負 債 純 資 産 合 計	2,049

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しています。

連 結 損 益 計 算 書

（平成29年4月1日から
平成30年3月31日まで）

（単位：百万円）

科 目	金 額
売 上 高	3,034
売 上 原 価	2,614
売 上 総 利 益	420
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費	1,513
営 業 損 失 (△)	△1,093
営 業 外 収 益	11
受 取 利 息	2
雑 収 入	9
営 業 外 費 用	34
支 払 利 息	15
社 債 発 行 費 償 却	6
為 替 差 損	10
そ の 他	2
経 常 損 失 (△)	△1,115
特 別 利 益	44
新 株 予 約 権 戻 入 益	44
特 別 損 失	1,220
減 損 損 失	1,220
税 金 等 調 整 前 当 期 純 損 失 (△)	△2,292
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	4
法 人 税 等 調 整 額	52
当 期 純 損 失 (△)	△2,348
親 会 社 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 損 失 (△)	△2,348

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しています。

連結株主資本等変動計算書

（平成29年4月1日から）
（平成30年3月31日まで）

（単位：百万円）

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
当 期 首 残 高	3,253	1,604	△3,309	△2	1,546
連結会計年度中の変動額					
新 株 の 発 行	780	770			1,551
親会社株主に帰属する当期純損失（△）			△2,348		△2,348
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額（純額）					
連結会計年度中の変動額合計	780	770	△2,348	-	△796
当 期 末 残 高	4,034	2,375	△5,658	△2	749

	その他の包括 利益累計額		新株予約権	純資産合計
	為替換算調整勘定	その他の包括利益 累計額合計		
当 期 首 残 高	132	132	77	1,755
連結会計年度中の変動額				
新 株 の 発 行				1,551
親会社株主に帰属する当期純損失（△）				△2,348
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額（純額）	11	11	△67	△55
連結会計年度中の変動額合計	11	11	△67	△852
当 期 末 残 高	143	143	9	903

（注）記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しています。

連結注記表

1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

(1) 連結の範囲に関する事項

連結子会社の数	7社
連結子会社の名称	JCI US Inc. Contour Networks Inc. Computer and Communication Technologies Inc. Arxceo Corporation JCI Europe Communications Limited コントウアー・ネットワークス・ジャパン株式会社 クルーシステム株式会社

(2) 持分法の適用に関する事項

持分法適用の関連会社の数	1社
持分法適用の関連会社の名称	H. I. S. Mobile株式会社 H. I. S. Mobile株式会社は、当連結会計年度において新たに設立したことにより、持分法を適用していません。

(3) 連結子会社の事業年度等に関する事項

全ての連結子会社の決算日は、連結決算日と一致しています。

(4) 会計方針に関する事項

① 重要な資産の評価基準及び評価方法

たな卸資産

総平均法に基づく原価法（貸借対照表価額については、収益性の低下による簿価切下げの方法）

② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

(ア) 有形固定資産

(リース資産を除く)	建物及び平成28年4月1日以後に取得した附属設備	定額法
	その他の有形固定資産	定率法

(イ) 無形固定資産

(リース資産を除く)	自社利用のソフトウェア	利用可能期間（5年）に基づく定額法
	その他の無形固定資産	定額法

(ウ) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとする定率法を採用しています。

③ 重要な引当金の計上基準

(ア) 貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案して、回収不能見込額を計上しています。

(イ) 買付契約評価引当金

将来のたな卸資産の収益性の低下により発生する損失に備えるため、商品の買付契約に基づく購入価額のうち、将来回収不能と見込まれる額を計上しています。

④ その他連結計算書類作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

税抜処理

2. 連結貸借対照表に関する注記

(1) 担保に供している資産及び担保に係る債務

①担保に供している資産

定期預金 37百万円

②担保に係る債務

一年内返済予定の長期借入金 37百万円

(2) 有形固定資産の減価償却累計額 1,014百万円

3. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の種類及び総数に関する事項

発行済株式の種類及び総数 普通株式 158,328,239株

(2) 当連結会計年度末日における新株予約権に関する事項

	目的となる株式の種類	目的となる株式の数
新株予約権（第三者割当て）	普通株式	23,700,000株

4. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、資金運用については短期的な銀行預金と投資適格格付けのMMFに限定しています。

売掛金に係る顧客の信用リスクは、債権管理規程にそってリスク軽減を図っています。

長期借入金及びリース債務は固定金利であり、金利変動リスクを回避しています。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

	連結貸借対照表計上額	時 価	差 額
(1) 現 金 及 び 預 金	960百万円	960百万円	－百万円
(2) 売 掛 金	535	535	－
(3) 未 収 入 金	168	168	－
資 産 計	1,664	1,664	－
(4) 買 掛 金	311	311	－
(5) 長 期 借 入 金	136	136	0
(6) リ ー ス 債 務	5	5	－
(7) 未 払 金	113	113	－
(8) 預 り 金	180	180	－
負 債 計	746	747	0

(注1)金融商品の時価の算定方法

- (1) 現金及び預金、(2) 売掛金、(3) 未収入金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっています。

- (4) 買掛金、(6) リース債務、(7) 未払金、(8) 預り金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっています。

- (5) 長期借入金

長期借入金の時価は、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しています。

なお、一年以内返済予定の長期借入金を含んでいます。

(注2)関係会社株式（連結貸借対照表計上額40百万円）及び敷金保証金（連結貸借対照表計上額145百万円）は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積ることができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、上記には含めていません。

5. 1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額	5円64銭
1株当たり当期純損失（△）	△15円14銭

貸借対照表

(平成30年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
資 産 の 部		負 債 の 部	
流 動 資 産	1,864	流 動 負 債	1,147
現金及び預金	860	買掛金	307
売掛金	486	一年内返済予定の 長期借入金	81
商 品	97	リース債務	3
貯 蔵 品	0	未払金	203
未収入金	221	前受収益	88
前払費用	22	預り金	179
その他	275	買付契約評価引当金	209
貸倒引当金	△99	その他	74
固 定 資 産	556	固 定 負 債	306
有 形 固 定 資 産	2	長期借入金	304
工具、器具及び備品	2	リース債務	1
無 形 固 定 資 産	13	負 債 合 計	1,454
ソフトウェア	5	純 資 産 の 部	
ソフトウェア仮勘定	8	株 主 資 本	964
投資その他の資産	539	資本金	4,034
関係会社株式	401	資本剰余金	2,375
敷金保証金	137	資本準備金	2,375
長期貸付金	145	利益剰余金	△5,443
その他	0	その他利益剰余金	△5,443
貸倒引当金	△145	繰越利益剰余金	△5,443
繰 延 資 産	8	自 己 株 式	△2
株式交付費	6	新株予約権	9
社債発行費	2	純 資 産 合 計	974
資 産 合 計	2,428	負 債 純 資 産 合 計	2,428

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しています。

損 益 計 算 書

（平成29年4月1日から
平成30年3月31日まで）

（単位：百万円）

科 目	金 額
売 上 高	2,796
売 上 原 価	2,342
売 上 総 利 益	454
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費	1,373
営 業 損 失 (△)	△919
営 業 外 収 益	11
受 取 利 息	2
雑 収 入	8
営 業 外 費 用	34
支 払 利 息	16
為 替 差 損	9
社 債 発 行 費 償 却	6
そ の 他	2
経 常 損 失 (△)	△941
特 別 利 益	44
新 株 予 約 権 戻 入 益	44
特 別 損 失	1,534
関 係 会 社 株 式 評 価 損	305
貸 倒 引 当 金 繰 入 額	190
減 損 損 失	1,038
税 引 前 当 期 純 損 失 (△)	△2,431
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	4
法 人 税 等 調 整 額	52
当 期 純 損 失 (△)	△2,488

（注）記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しています。

株主資本等変動計算書

（平成29年4月1日から）
（平成30年3月31日まで）

（単位：百万円）

	株 主 資 本						
	資 本 金	資 本 剰 余 金		利 益 剰 余 金		自 己 株 式	株 主 資 本 計 合
		資本準備金	資本剰余金 合 計	そ の 他 利 益 剰 余 金 繰 越 利 益 金 剰 余 金	利 益 剰 余 金 合 計		
当 期 首 残 高	3,253	1,604	1,604	△2,955	△2,955	△2	1,900
事業年度中の変動額							
新 株 の 発 行	780	770	770				1,551
当期純損失（△）				△2,488	△2,488		△2,488
株主資本以外の 項目の事業年度中の変動 額（純額）							
事業年度中の変動額合計	780	770	770	△2,488	△2,488	-	△936
当 期 末 残 高	4,034	2,375	2,375	△5,443	△5,443	△2	964

	新株予約権	純資産合計
当 期 首 残 高	77	1,977
事業年度中の変動額		
新 株 の 発 行		1,551
当期純損失（△）		△2,488
株主資本以外の 項目の事業年度中の変動 額（純額）	△67	△67
事業年度中の変動額合計	△67	△1,003
当 期 末 残 高	9	974

（注）記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しています。

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券

子会社株式及び関連会社株式 総平均法に基づく原価法

② たな卸資産

総平均法に基づく原価法（貸借対照表価額については、収益性の低下による簿価切下げの方法）

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産

（リース資産を除く） 建物及び平成28年4月1日以後に取得した附属設備
定額法

その他の有形固定資産 定率法

② 無形固定資産

（リース資産を除く）

自社利用のソフトウェア

利用可能期間（5年）に基づく定額法

その他の無形固定資産 定額法

③ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとする定率法を採用しています。

(3) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しています。

② 買付契約評価引当金

将来のたな卸資産の収益性の低下により発生する損失に備えるため、商品の買付契約に基づく購入価額のうち、将来回収不能と見込まれる額を計上しています。

(4) その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

税抜処理

2. 貸借対照表に関する注記

(1) 担保に供している資産及び担保に係る債務

①担保に供している資産

定期預金	37百万円
------	-------

②担保に係る債務

一年内返済予定の長期借入金	37百万円
---------------	-------

(2) 資産に係る減価償却累計額

有形固定資産の減価償却累計額	801百万円
----------------	--------

(3) 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務

短期金銭債権	52百万円
--------	-------

長期金銭債権	145百万円
--------	--------

短期金銭債務	92百万円
--------	-------

長期金銭債務	250百万円
--------	--------

3. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

営業取引による取引高

営業費用	103百万円
------	--------

営業取引以外の取引高	95百万円
------------	-------

4. 株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度末における自己株式の種類及び株式数

普通株式	15,000株
------	---------

5. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産の発生の主な原因別の内訳

繰越欠損金	1,758百万円
-------	----------

関係会社株式評価損	926百万円
-----------	--------

減損損失	293百万円
------	--------

たな卸資産評価損	55百万円
----------	-------

買付契約評価引当金	64百万円
-----------	-------

前受収益	27百万円
------	-------

貸倒引当金	75百万円
-------	-------

その他	9百万円
-----	------

繰延税金資産小計	3,210百万円
----------	----------

評価性引当額	△3,210百万円
--------	-----------

繰延税金資産合計	－百万円
----------	------

6. 関連当事者との取引に関する注記

子会社等

(単位：百万円)

属性	会社等の名称	議決権等の 所有割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額	科 目	期末残高
子会社	JCI US Inc.	所有直接 100%	役員の兼任 あり 貸付金あり	利息の受取 海外事業の サポート業 務の委託	0 11	長期貸付金 仮払金 未収入金 未払金	145 9 3 3
子会社	Computer and Communication Technologies Inc.	所有間接 100%	技術及びサ ービスの開 発委託並び に当社サー ビスの一部 の運用委託 役員の兼任 あり	ソフトウェ アの購入 システム運 営費他	39 52	前渡金	167
子会社	Arxceo Corporation	所有間接 100%	ネットワー ク不正アク セス防御技 術に関する 提携 役員の兼任 あり	ソフトウェ アの購入 システム運 営費他	54 11	前渡金 未収入金	25 16
子会社	クルーシステム 株式会社	所有直接 100%	電気通信事 業にかかる オペレーシ ョン業務の 委託 役員の兼任 あり 借入金あり	利息の支払 オペレーシ ョン業務の 委託	0 28	未収入金 長期借入金 未払金	31 250 74

(注1) 取引条件及び取引条件の決定方針等

上記各社との取引は市場価格又は市場金利等を参考に合理的に決定しています。

(注2) JCI US Inc. への債権に対して148百万円、Arxceo Corporationへの債権に対して41百万円の貸倒引当金を計上しています。

7. 1 株当たり情報に関する注記

1 株当たり純資産額

6円09銭

1 株当たり当期純損失 (△)

△16円03銭

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成30年5月11日

日本通信株式会社
取締役会 御中

監査法人元和

指 定 社 員	公認会計士	星 山 和 彦	Ⓜ
業務執行社員			
指 定 社 員	公認会計士	山 野 井 俊 明	Ⓜ
業務執行社員			

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、日本通信株式会社の平成29年4月1日から平成30年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、日本通信株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成30年5月11日

日本通信株式会社
取締役会 御中

監査法人元和

指 定 社 員	公認会計士	星 山 和 彦 ㊞
業 務 執 行 社 員		
指 定 社 員	公認会計士	山 野 井 俊 明 ㊞
業 務 執 行 社 員		

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、日本通信株式会社の平成29年4月1日から平成30年3月31日までの第22期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告書

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成29年4月1日から平成30年3月31日までの第22期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

(1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告及び説明を受けました。

(2) 各監査役は、監査役会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

一 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告及び説明を受け、重要な決裁書類等を閲覧し、業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社についても、事業の報告及び説明を受けました。

二 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について報告及び説明を受けました。

三 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告及び説明を受けました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」を「監査に関する品質管理基準」等に従って整備している旨の通知及び説明を受けました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 監査法人元和の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人 監査法人元和の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成30年 5月14日

日本通信株式会社 監査役会

監査役(常勤) 渡邊 和 司 ⑩

監査役 中山 孝 司 ⑩

監査役 松 尾 清 ⑩

(注) 上記監査役は全員、会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。

以 上

株主総会参考書類

第1号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

当社のSIM認証基盤を活用した今後のFintech（フィンテック）事業の展開に備え、現行定款第2条を変更するものです。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりです。

（下線部分は変更箇所）

現行定款	変更案
第1条 （記載省略）	第1条 （現行どおり）
<p>（目的）</p> <p>第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <p>1. 電気通信事業法に定める電気通信事業</p> <p>2. 電気通信事業に関するシステムの開発</p> <p>3. 電気通信に関する機器の開発、製造、販売および賃貸</p> <p>4. 電気通信に関するソフトウェアの開発、製作、販売および賃貸</p> <p>（新設）</p> <p>5. 前各号に付帯する一切の事業</p>	<p>（目的）</p> <p>第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <p>1. （同左）</p> <p>2. （同左）</p> <p>3. （同左）</p> <p>4. （同左）</p> <p>5. <u>電子決済等代行業</u></p> <p>6. （同左）</p>
第3条～第50条 （記載省略）	第3条～第50条 （現行どおり）

第2号議案 取締役4名選任の件

現任取締役のうち、福田尚久、井戸一朗及び山田喜彦の3氏は本総会終結の時をもって任期満了となります。また、取締役を務めていた片山美紀氏は、平成29年11月9日に辞任により退任しました。つきましては、福田尚久、井戸一朗及び山田喜彦の3氏を再任するとともに、体制強化のため、現任常務執行役員である田島淳氏の取締役選任をお願いしたいと存じます。

取締役候補者は、次のとおりです。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴及び重要な兼職の状況並びに 当社取締役であるときの地位及び担当	所有する当社の株式の数
1	ふくだ なおひさ 福田尚久 (昭和37年7月21日生)	昭和57年11月 前橋ランゲージアカデミー入社 昭和60年7月 群馬馬データベースシステム設立 代表取締役社長就任 昭和61年3月 東京大学 文学部卒業 平成4年6月 ダートマス大学経営大学院(MBA)修了 平成4年7月 アンダーセンコンサルティング (現 アクセンチュア)入社 平成5年9月 アップルコンピュータ(現 Apple Japan合同会社)入社 平成9年11月 同社 事業推進本部長 平成11年12月 同社 マーケティング本部長 平成13年6月 アップルコンピュータ(現 アップル)本社(米国)副社長就任 平成14年4月 当社 上席執行役員就任 平成16年6月 当社 取締役就任 平成16年7月 当社 CFO就任 平成18年6月 当社 常務取締役就任 平成22年3月 当社 代表取締役専務就任 平成24年6月 当社 代表取締役副社長就任 平成27年6月 当社 代表取締役社長就任(現任)	4,000株
<p>取締役候補者とした理由</p> <p>福田尚久氏は、世界有数のグローバル企業の経営に携わり、コンピュータ技術、マーケティング及び経営戦略に精通しています。執行役員として当社に参画後は、プロダクト部門の統括に加え、CFO及び常務取締役として幅広い経営経験を積み、平成27年6月に代表取締役社長に就任しました。代表取締役社長に就任後は、平成28年1月に新事業戦略を発表し、パートナー各社との提携を実現させ、当社の今後の礎となるプラットフォームの構築を推進するなど、強力なリーダーシップを発揮しています。その実績及び能力を踏まえ、当社の取締役として引き続き適任であると判断いたします。</p>			

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴及び重要な兼職の状況並びに 当社取締役であるときの地位及び担当	所有する当社 の株式の数
2	た じ ま じ ゅ ん 田 島 淳 (昭和29年7月19日生) 【 新 任 】	昭和54年3月 慶應義塾大学 大学院工学研究科 修士課程修了 昭和54年4月 日本電信電話公社(現 日本電信 電話㈱)入社 平成2年3月 慶應義塾大学 工学博士号取得 平成4年7月 エヌ・ティ・ティ移動通信網㈱ (現 ㈱NTTドコモ) 転籍 平成13年6月 ㈱エヌ・ティ・ティ・ドコモ(現 ㈱NTTドコモ) 国際ビジネス 部長 平成16年6月 同社 グローバルネットワーク開 発部長 平成18年4月 当社 執行役員就任 平成19年4月 当社 上席執行役員就任 平成20年6月 当社 取締役就任 平成24年6月 当社 常務執行役員就任(現任) 平成25年5月 コントゥアー・ネットワークス・ ジャパン㈱ 代表取締役社長就任 (現任) 平成28年4月 クルーシステム㈱ 代表取締役社 長就任(現任) 平成30年2月 H. I. S. Mobile株式会社 取締役就 任(現任) (重要な兼職の状況) H. I. S. Mobile株式会社 取締役	80,000株
取締役候補者とした理由 田島淳氏は、携帯電話業界のリーディングカンパニーの黎明期からその事業に従事 し、移動体通信及びネットワークにかかる技術に精通しています。執行役員として当 社に参画後は、主に携帯電話事業者との交渉にあたり、当社の事業基盤の構築に貢献 しています。その実績及び能力を踏まえ、当社の取締役として適任であると判断いた します。			

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴及び重要な兼職の状況並びに 当社取締役であるときの地位及び担当	所有する当社 の株式の数
3	い ど い ち ろ う 井 戸 一 朗 (昭 和 7 年 7 月 1 日 生) 【 再 任 】 【 社 外 取 締 役 候 補 者 】	昭和32年3月 早稲田大学 理工学部卒業 昭和32年4月 山武ハネウエル計器(株) (現 アズ ビル(株)) 入社 昭和55年12月 同社 取締役就任 昭和59年12月 同社 常務取締役就任 昭和61年12月 同社 取締役副社長就任 昭和62年12月 同社 代表取締役社長就任 平成10年6月 同社 代表取締役会長就任 平成14年7月 同社 相談役就任 平成15年6月 当社 社外監査役就任 平成18年6月 当社 社外取締役就任 (現任)	12,000株
<p>社外取締役候補者とした理由</p> <p>井戸一朗氏は、10年以上にわたってグローバルな計測・制御機器企業の代表者を務め、その豊富な経営経験に基づいて、当社の経営に対し、有益な助言及び提言を提供しています。そのため、当社の社外取締役として引き続き適任であると判断いたします。</p>			

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴及び重要な兼職の状況並びに 当社取締役であるときの地位及び担当	所有する当社 の株式の数
4	やまだ よしひこ 山 田 喜 彦 (昭 和 2 6 年 5 月 1 1 日 生) 【 再 任 】 【 社 外 取 締 役 候 補 者 】	昭和49年3月 慶應義塾大学 経済学部卒業 昭和49年4月 松下電器産業(株)(現 パナソニック 株) 入社 平成15年4月 同社 PAVC社 副社長 シス テム事業グループ長 平成16年6月 同社 役員就任 北米本部長 アメリカ松下電器(株) 会長就任 平成19年4月 松下電器産業(株)(現 パナソニック 株) 常務役員就任 平成22年4月 同社 インダストリー営業担当 平成22年6月 同社 常務取締役就任 平成23年6月 同社 代表取締役専務就任 平成24年1月 同社 デバイス担当 平成25年4月 同社 オートモーティブ&インダ ストリアルシステムズ社 社長 平成26年4月 同社 代表取締役副社長就任 海 外戦略地域担当 平成28年6月 同社 常勤顧問就任 平成28年6月 当社 社外取締役就任 (現任) 平成29年11月 Tesla, Inc. (テスラ) ギガファ クトリー バイスプレジデント (現任) (重要な兼職の状況) Tesla, Inc. (テスラ) ギガファクトリー バイ スプレジデント	一株
社外取締役候補者とした理由 山田喜彦氏は、日本を代表するグローバルな電気機器企業の経営に長年携わり、海外 事業や新規事業を含む豊富な経営経験を有しており、当社の経営に対し、有益な助言 及び提言を提供しています。また、同氏は、平成29年11月から米国の自動車メーカー の要職にあり、その経験を生かした先進的な知見を提供しています(なお、電話会議 システムにより、当社取締役会の出席に支障はありません)。そのため、当社の社外 取締役として引き続き適任であると判断いたします。			

- (注) 1. 各取締役候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
 2. 「所有する当社の株式の数」は、平成30年3月31日現在の所有株式数です。
 3. 社外取締役候補者井戸一朗氏について
 (1) 井戸一朗氏は現在当社の社外取締役であり、社外取締役としての在任期間は本総
 会終結の時をもって12年となります。
 (2) 当社と井戸一朗氏は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項
 の損害賠償責任を限定する契約を締結しています。当該契約に基づく損害賠償責
 任の限度額は、法令に定める最低責任限度額としています。当社は、同氏の再任
 後、当該契約を継続する予定です。

- (3) 当社は、井戸一朗氏を東京証券取引所が定める独立役員として届け出ています。当社は、同氏の再任後、引き続き同氏を独立役員として届け出る予定です。
4. 社外取締役候補者山田喜彦氏について
- (1) 山田喜彦氏は現在当社の社外取締役であり、社外取締役としての在任期間は本総会終結の時をもって2年となります。
 - (2) 当社と山田喜彦氏は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しています。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令に定める最低責任限度額としています。当社は、同氏の再任後、当該契約を継続する予定です。
 - (3) 当社は、山田喜彦氏を東京証券取引所が定める独立役員として届け出ています。当社は、同氏の再任後、引き続き同氏を独立役員として届け出る予定です。

第3号議案 監査役1名選任の件

現任監査役のうち、中山孝司氏は本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、新たに井上伸一氏の選任をお願いしたいと存じます。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ています。

監査役候補者は、次のとおりです。

氏名 (生年月日)	略歴及び重要な兼職の状況並びに 当社監査役であるときの地位	所有する当 社の株式の 数
いのうえ しんいち 井上伸一 (昭和23年9月25日生) 【 新 任 】 【社外監査役候補者】	昭和45年11月 全日本空輸(株) (現 ANAホールディングス(株)) 入社 平成7年6月 同社 運航本部運航サポート室運航企画部長 平成13年4月 同社 運航本部業務推進室人材開発部長 平成14年7月 同社 運航本部乗員室長 平成15年7月 同社 運航本部副本部長 平成17年4月 同社 執行役員 運航本部副本部長兼運航訓練室長 平成18年4月 同社 執行役員 運航本部副本部長 平成19年4月 同社 上席執行役員 運航本部副本部長 平成20年4月 同社 上席執行役員 運航本部長 平成20年6月 同社 取締役執行役員 運航本部長 平成21年4月 同社 常務取締役執行役員 運航本部長 平成22年6月 同社 常勤監査役 平成26年6月 (公社) 日本航空機操縦士協会 副会長 (現任) 平成28年6月 (一社) 原子力安全推進協会 理事 (現任)	一株
社外監査役候補者とした理由 井上伸一氏は、長年、旅客機の機長として多くの乗客の命を預かる重責を担い、また、運航本部を統括する経営者として、安心安全な運航の管理に尽力してきました。同氏の高い専門性と貴重な経験によって培われた見識は、ネットワークを運用する事業者としての当社の業務執行の監査において有益かつ有効であり、当社の社外監査役として適任であると判断いたします。		

- (注) 1. 監査役候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 「所有する当社の株式の数」は、平成30年3月31日現在の所有株式数です。
3. 井上伸一氏は、平成30年6月8日に、公益社団法人日本航空機操縦士協会の副会長を退任し、同協会の会長に就任する予定です。また、同氏は、平成30年6月14日に、一般社団法人原子力安全推進協会の理事を退任する予定です。
4. 井上伸一氏が選任された場合、当社は同氏と会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定です。また、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令に定める最低責任限度額とする予定です。
5. 井上伸一氏は、東京証券取引所が定める独立役員要件を満たしています。当社は、同氏の就任後、同氏を独立役員として届け出る予定です。

以上

メ モ

A series of horizontal dashed lines for writing.

株主総会会場ご案内略図

会場 東京都港区麻布台二丁目1番2号
東京アメリカンクラブ 地下2階
ルーム名：Manhattan（マンハッタン）

株主総会お問い合わせ窓口 (03)-5776-1701（内線：1000）



会場最寄駅 地下鉄 東京メトロ日比谷線 「神谷町駅」下車
2番出口より徒歩15分
（飯倉交差点までは上り坂です）

駐車場及び駐輪場の用意はいたしておりませんので、お車等での
ご来場はご遠慮くださいますようお願い申し上げます。